



島根県報

令和4年8月12日（金）

第 336 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
土地改良区の役員の退任の届出	(農村整備課)	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(中小企業課)	2

告 示**島根県告示第564号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和4年8月12日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
金井 由貴枝	神経内科、内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和4年7月29日
江田 大武	脳神経外科	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	浜田市浅井町777番地12	令和4年7月29日

島根県告示第565号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年8月12日

島根県知事 丸 山 達 也

江津市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

山下 修 江津市嘉久志町イ650番地

島根県告示第566号

令和4年島根県告示第483号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和4年8月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ出雲店 出雲市白枝町字南芦田990番2外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	搬入車両や来客車両走行音が近隣住民の安眠を妨害することがないように検討し実施すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
2	敷地内への照明等設置は周辺の住宅に影響を与えないよう十分配慮すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
3	農業用排水路に排水を放流するに当たり、排水先を含む地域での水路の清掃に協力すること。	農業用排水路に土砂等が堆積し、水の流れが阻害されると、大雨の際に上流部で溢水する懸念がある。また、排水

	が滞水することで、悪臭や病害虫の発生源となるおそれがあるため。
--	---------------------------------

3 縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間